

基調報告
「医療観察法の被害者支援の現状と課題」

木村 邦弘 （さっぽろ犯罪被害者等援助センター理事長）

1. 刑法39条、医療観察法とは？

(1) 刑法39条とは

- ① 重大他害行為(殺人、放火、強盗等)を犯した加害者が心身喪失の場合は罰しない。
- ② 加害者は検察による不起訴処分、又は裁判により無罪となる。(心神耗弱は刑の軽減)
- ③ 加害者は審判により医療観察法の治療処遇対象者となる。

* 実際に無罪・不起訴になるのは数%で、大部分は裁判で刑に服する触法精神障害者となる

(2) 医療観察法とは

- ① 重大他害行為加害者の病状回復と社会復帰を目的とした医療制度(2005年施行)
- ② 検察から裁判所への「不起訴処分」申請による医療審判において入院・通院・非処遇を決定
- ③ 加害者(対象者)は指定入院医療機関、通院機関において、手厚い医療・司法の処遇
- ④ 被害者等(本人・家族)は、一般刑事事件の裁判参加制度や拘留中の更生保護制度の適用除外

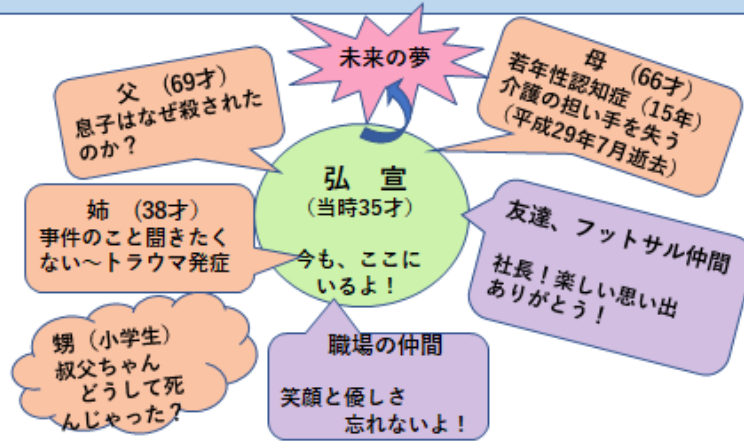
* 「事件」ではないので、「加害者」はいない、従って「被害者」もいない!?

2. 犯罪被害(殺人)に遭うと・・・

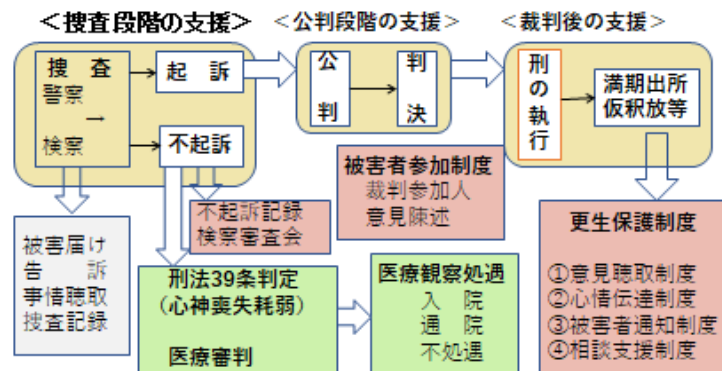
被害者は様々な手続き対応に忙殺・・・

	当日	10日	30日	50日	100日	1年	3年
私 事	死亡届 葬儀	七日参り×7	四十九日	埋葬許可 遺稿集作成	納骨 遺稿集発行	1周忌	3周忌
	労災給付申請一給付(700万円)一札幌市さぼーと基金へ寄付(500万円) 精神保健福祉士協会支援要請 精神障害者自立支援の会発足 シンポジウム開催						
公 事	司法解剖	警察調査	検察調査	各種行政手続き	検察不起訴申請	医療観察審判傍聴	入院処遇決定 情報提供申請
	医療法人和解交渉 和解書締結(解決金700万円)						

3. 遺された「被害者」の思いは永遠に続く・・・



4. 刑法39条、医療観察法被害者の法的制約



5. 「医療観察法」改訂の法的根拠と具体的な要望内容

(1) 「医療観察法」改訂の法的根拠・視点について

- ①医療観察法における「被害者」に対する制限規定は、憲法第13条（個人の生命・幸福追求の権利の尊重）、及び第14条（すべての国民は法の下に平等）に反し、明確な違憲であり直ちに改訂が必要。
- ②医療観察法の翌年（2006年）施行された「犯罪被害者等基本法」の基本理念は「犯罪被害者等とは、犯罪の種別、起訴・不起訴の別、故意・過失の別等の限定は一切していない」と定めており、その点でも法改訂は必定。

(2) 具体的な改正要望事項

現行の「医療観察法」における、被害者対応は理不尽・不条理の極みで、多くの被害者が、適切な情報がないまま、泣き寝入りを余儀なくされており、経済的・精神的な生活回復へ法の改訂と個別運用改善が求められる。

- ①「医療観察法」の法改訂に関する司法・医療・支援者による専門委員会を設置し、必要に応じて被害者の意見を聴取する。
- ②「医療観察法」における被害者への情報制限の条文は削除し、対象者への配慮が必要な場合は、個別に適切に対応することとする。
- ③「医療観察法」の改訂に伴う司法行政マニュアル変更と態勢見直しを。

6. 刑法39条、医療観察法をめぐる最近の動向

(1) 法務省の医療観察法被害者への情報提供制度の変化

- ①2018年6月 「医療観察制度の被害者に対する対象者の情報提供について（通達）」
～申出による被害者への対象者の処遇情報を一定の範囲で提供することとした。
- ②2024年1月 「医療観察制度における被害者のための情報提供制度改定（通知）」
～医療観察処遇開始時の申し出により被害者への対象者情報を定期的に提供する。
これにより医療観察制度における被害者の知る権利が大幅に運用改善される。

(2) 警察庁による「第5次犯罪被害者等基本計画」（2026年）の策定準備の進行

- ①「第4次基本計画」進行に関する意見聴取へパブリックコメント提出（2024年7月）
- ②「第5次基本計画」の論点について、策定専門委員会で検討（2025年2月）
～「医療観察法の被害者支援」について包括的論点として確認
- ③「第5次基本計画（案）骨子」策定（2025年10月予定）
- ④「基本計画骨子」に対する意見公募（2025年11月予定）
- ⑤「第5次基本計画」の間議決定（2026年3月予定）
- ⑥「第5次基本計画」の施行（2026年4月予定）

7. 北海道、札幌市における犯罪被害者支援・医療観察法現場の劇的变化

- (1) 北海道初の医療観察法指定入院医療病棟の開設（2022年4月）
全国34カ所目の入院施設として北海道大学病院付属司法精神医療センター設立。（賀古勇輝センター長他医師・看護師等スタッフ39名、20床）
 - ① 設立以前は、道内の対象者・社会復帰調整官は全国の施設へ遠隔入所の過大負担。
 - ② 全国初の大学病院運営による、治療と研究の統一施設が実現。
 - ③ センターの理念として、被害者・対象者・家族に開かれた視点を重視。
※これにより、医療観察入院病棟の透明性が関係者（対象者・家族・被害者）に担保され、誰もが安心・納得できる医療機関としての方向性が展望される。
- (2) 札幌市犯罪被害者等支援条例制定（2025年4月）
「犯罪被害者生活支援制度」（2023年7月施行）を本年4月に特化条例として全会派一致で制定。犯罪被害者・家族の被害直後の生活回復を支援する。
 - ① 犯罪遺族見舞金（30万円）、住宅転居支援、精神回復へのカウンセリング等対応。
※札幌市と道警の協定により対象者の80%（800万円）の保障実現。
 - ② 刑法39条被害者も対象であることを「実施要綱」に明示。

8. だれもが安心して暮らせる共生社会へ ～加害者と被害者の相互理解が解決の道

◎被害者支援と加害者支援は「対立」から「相互理解」へ

- * 精神障害者による不起訴事件の被害者の法的権利回復が、対象者の権利を侵害するとの懸念は誤解で、当事者として対等平等の関係の相互理解が対象者の真の更生と、事件の解決・再発防止への道です。
- * 同時に対象者の社会的被害者としての視点からの権利擁護と、被害者の法的・経済的支援の充実が、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現の基盤となります。

◎被害者の法的権利回復へ一層のご支援・ご協力を！

- * 刑法39条、医療観察法における被害者の法的権利について、「第5次犯罪被害者等基本計画」策定に医療・司法の専門職の支援・協力が重要。
- * 今後は更に幅広い市民・国民の賛同を基に、一般の犯罪被害者支援の課題解決をめざしますので一層のご支援・ご協力をお願いします。

ご清聴、ありがとうございました

